

桑名市広報印刷物広告掲載要領

平成 19 年 5 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市の広報印刷物に民間事業者等の広告を掲載するにあたって、桑名市広告掲載要綱（平成 19 年桑名市告示第 17 号）及び桑名市広告掲載基準（平成 19 年桑名市告示第 21 号）の規定する事項のほか、必要な事項について定める。

(掲載の位置及び掲載枠)

第 2 条 広告の掲載位置は、広報くわな（毎月 1 日及び 15 日発行。ただし 1 月 1 日号を除く。）のお知らせ広場の最下段とする。

2 広告の掲載枠は、広報くわなの毎月 1 日発行分で 6 枠、毎月 15 日発行分で 2 枠を原則とする。

(掲載の規格)

第 3 条 広告の掲載規格は、1 枠につき縦 50 ミリメートル、横 170 ミリメートルとする。また、1 枠を 2 分の 1 として使用することもできる。

(掲載可能な広告等の範囲)

第 4 条 市の広報印刷物に広告を掲載することのできる業種、事業者、広告の内容、広告のデザインの範囲は、桑名市広告掲載要綱第 4 条及び桑名市広告掲載基準の規定に準じるものとする。

2 掲載広告は、1 広告(広告主)について 1 枠を限度とする。

3 掲載するページは、市長が定める。

(掲載の期間)

第 5 条 広告の掲載期間は、申し込み 1 件につき 1 月単位とし、連続して掲載できる期間は 3 月までとする。ただし、広告枠に空きがある場合は、広告掲載した日から 1 月を経過した時点で新たな申し込みにより新規あるいは継続して掲載することができるものとする。

(掲載料金と納入方法)

第 6 条 掲載料金は、1 枠あたり 2 万円（消費税含む。）とする。ただし、1 枠を 2 分の 1 として使用した場合は 1 万円（消費税含む。）とし、掲載期間にかかる料金は一括前納を原則とする。

2 広告主は、当該広告掲載料金の請求があった日から 20 日以内に市が指定する納入通知書により納付しなければならない。

(掲載希望者の募集)

第 7 条 広告掲載希望者の募集は、市の広報印刷物及び市のホームページ等で直接行う。

(掲載の申し込み及び期間)

第 8 条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 広告掲載の申込期間は、申込月から 6 月以内とする。

(掲載の決定)

第 9 条 広告掲載申込書を受け付けたときは、原則として先着順で決定する。ただし、同じ順位の場合で第 2 条の規定する枠を超えたときは、次の優先順位により決定する。

- (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
- (3) 私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの
- (4) その他私企業又は自営業等

- 2 前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定する。
- 3 市長は、掲載の可否を決定し、広告依頼主に広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告不掲載決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、広報印刷物への広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

広告掲載申込書

平成 年 月 日

桑名市長

【申込者】

所在地

名称

代表者職・氏名

電話

担当者

印

次のとおり広告を掲載したいので、必要事項を記して申し込みます。

広告掲載を希望する媒体の名称	市の広報印刷物 広報くわな（毎月1日及び15日発行）
広告掲載の業種	
広告掲載の内容	
広告掲載希望月	広報くわな（ 月1日号・ 月1日号・ 月1日号） （ 月15日号・ 月15日号・ 月15日号）
原稿データ形式	イラストレーター（広告原稿は、データにて提出してください）
その他	市の広告関連規定を遵守します。 市税の滞納はありません。 市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

様

桑名市長

⑨

広告掲載決定通知書

このたびは、市のホームページに広告掲載のお申し込みをいただきありがとうございます。つきましては、次のとおり掲載することに決定しましたので通知します。

広告掲載媒体名称	市の広報印刷物 広報くわな（毎月1日及び15日発行）	
広告掲載の業種		
広告掲載の内容		
広告掲載月	広報くわな（月 日号・月 日号・月 日号）	
広告原稿の大きさ及び色数	<input type="checkbox"/> 1 枠 （縦 50mm × 横 170mm） <input type="checkbox"/> 1/2 枠 （縦 50mm × 横 85mm）	2 色以内
広告掲載料金	円（消費税含む）	
広告料金納入期限	平成 年 月 日	
広告掲載に関する注意事項	① 広告主は、広告の内容等、掲載される広告に関する一切の責任を負うこととします。 ② 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとします。 ③ 広告の内容については、桑名市の指示に従うこととします。	
備考		

※（1）広告内容の修正をお願いすることがありますのでご了承ください。

（2）その他広告掲載に関するお問い合わせは、広報広聴課までご連絡ください。

【担当】桑名市役所 市長公室 広報広聴課

TEL 0594-24-1492

FAX 0594-24-2474

様

桑名市長

印

広告不掲載決定通知書

このたびは、市の広報印刷物に広告掲載のお申し込みいただきありがとうございます。
つきましては、次のとおり広告掲載ができないことになりましたので通知します。

1 広告媒体の名称

2 掲載できない理由

3 そ の 他

広告掲載に関するお問い合わせは、広報広聴課までご連絡ください。

【担当】桑名市役所 市長公室 広報広聴課

TEL 0594-24-1492

FAX 0594-24-2474